藤枝市長　北　村　正　平　様

　2021年11月　4日

2022年度予算編成に対する要望書

日本共産党藤枝市委員会

藤枝市議会議員　石　井　通　春

藤枝市議会議員　大　石　信　生

女性こども部長　佐　藤　真理子

**コロナ禍で明白となった新自由主義の誤りとの訣別と**

**誰一人取り残さないSDGｓの取組を**

安倍、菅政権が退陣したのは、表向きは「健康不安」「コロナに専念するため」であるが、アベノマスク、GOTO事業、オリパラ強行開催など、コロナ禍で疲弊する国民の願いに正面から向き合うことなく、無為無策の連続が多くの批判を招き、政権を維持できなくなったことが最大の原因である。

また、コロナ感染症によるこれまでの自公政権が進めてきた新自由主義路線が招いた“人災”であった事が図らずもコロナ禍で証明された。

医療費削減の元、医師、病床、病院、保健所など、数も予算もことごとく削減し、公的に保障されたサービスの低下、民営化などが進められた結果、今日の医療崩壊を招いている。にもかかわらず、更なる公的病院の削減、後期高齢者の医療費負担倍増などを進める政権は退陣させ、削減から充実へと共通政策を示した野党連合政権の誕生こそ解決の道である。

一方、このような状況で、制度の是非はともかく、各地方自治体の独自の取組が注目を浴び、地域に応じた施策の実施が求められてきている。

本市は、本年度、今後10か年にわたる第6次総合計画の実施初年度であり、その目標として2015年国連で決定されたSDGｓ（持続可能な開発目標）から、市が取り組むべく施策目標として藤枝版SDGｓを定めている。

SDGｓは、コロナ以前から存在しているが、その中身は今でこそ施策に活かすべく内容になっている。

根底の理念は「誰一人取り残す事なく、貧困や不平等のない持続可能な社会へ世界を変革する」であるが、これは社会課題の解決策を指し示すものではなく、持続可能で誰一人取り残さない社会の実現のために我々が達成すべき具体的な目標リストである。

例えば、「全ての人に健康と福祉を」（目標３）は、「誰もがお金の心配なく必要な質の高い医療を受けられる」意味であり、「質の高い教育をみんなに」（目標４）も「誰もがお金の心配なく質の高い教育を受けられる」意味であり、従来は途上国だけの問題とされていた諸課題を先進国も一緒にその目標を達成するため国連で採択されたものである。

しかし、現実は予防、検査、医療等、保障されず、コロナ以外での医療アクセスも抑制される、ステイホームによる家庭への負担など、SDGｓとは真逆の実態であった。「海外」のこと「環境」のことと捉えられがちなSDGｓだが、このままでは持続不可能な社会になりつつあるといく前提を持ちながら、17ゴールをゴールごとに分割して成果を整理するものではなく、あくまでも「目標群」として本市独自の優先課題と優先解決策を示し進める事が重要である。以下、部署ごとの予算配分を求め提言する。

《総務部関係》

１　「職員少数主義」からの転換

本市の正規職員は「職員少ないランキング」で類似団体中（人口１０万～１５万人。産業構造Ⅱ次・Ⅲ次９０％以上かつⅢ次６５％未満の２９団体中）第２位、行政職では第5位にあり、この少なさが多くの弊害を生んでいる。例をあげれば、原発避難計画がつくれない、近隣に迷惑な「特定空き家」が増えてきても、「指定」に踏み切れない、職員不足で税金を払えない市民に寄り添う納税指導ができず、いきなり差し押さえに踏み切るなどあらゆる面に影響が出ていて、市民の不利益につながっている。

職員の仕事は増えており、そのため外部委託が増え、同時に正規職員が増やされない分が非正規職員に置き換えられ、本市の非正規率は48％と異常な高さとなっている。人件費は安くなっているが、物件費は増大し、安上がり分をはるからに超える「人的資本の蓄積」が失われるという市民的な損失を見ておく必要がある。職員少数主義は克服されなければならない。

ただ光も見えている。職員は平成23年度と25、26、27、28年度の５年度で29人減少したが、

平成29年は720人、平成30年は739人、令和元年は743人、令和2年は745人、令和3年は754人と、直近5年間で34人増えている。この流れを加速させて正規職員を増やし、その際、技術系と併せ文化系職員の採用も重視されたい。

　人事配置については、専門職の育成を重視し、３年程度で機械的に移動させることには検討を加えること。会計年度任用職員は、一時的・臨時的業務に従事する場合に限定し、待遇を大幅に改善すること。保育士や学童保育指導員、図書館司書、市民生活相談員をはじめ、恒常的、専門的業務を担っている職員が正規職員になっていくようにされたい。

２　現業職員（正規）の新規雇用を

現業部門職員は、国の方針を受け入れて平成１７年度から新規雇用を停止しており、このことが市立病院患者給食民営化の遠因になったように、このままいくと現業職員が次々と定年を迎えて、給食業務すべてが民営化に追い込まれるのをはじめ、保育士、学校用務員、ごみ収集、公園整備、道路補修、水道、下水道、病院助手など正規の現業職員がいなくなり、これらの分野が一気に民営化せざるを得なくなる。市長はこのようにはしないと答弁（市議会平成２８年６月定例会、大石信生・一般質問）しているが、そのために現業正規職員の採用を開始すること。

3　狂乱台風、迫りくる巨大地震への対応

　近年の気候変動による巨大台風・豪雨と南海トラフ巨大地震への備えは、危機管理の重大な課題になっている。長年の自民党農政による農業破壊、山林の荒廃、また合併による山間部の疲弊が重なって、日本列島は、災害に弱い国になってしまった。

市は水害ハザードマップの想定を、これまでの50年に１回・時間/91ミリから、千年に１回・24時間/700ミリに変更したが、あらゆる分野の被害想定や工事の設計基準を大幅に見直して、災害に強いまちづくりをめざさなければならない。危機管理センターを中心にして、この困難な課題に立ち向かうよう力を尽くされたい。（職員体制強化も）

4　ハザードマップの活用と歴史から学ぶ対策

今回想定を大幅に変える洪水のハザードマップのほかに、地震による液状化と山崩れのハザードマップがある。この重要性が認識されるなかで　ハザードマップの精度を高めつつ、これを住民のなかに持ち込み被害想定と対応の仕方の話し合いを巻き起こすことが大事になっている。

　同時に過去に実際に起こった災害の歴史を、現在に生かす努力も重要である。古文書にある液状化などの記録を住民に周知されたい。歴史書「駿河記」には１４９８年の明応地震で津波による死者２万６千人、津波は瀬戸川を遡り田中に達したとある。県は藤枝市に津波は来ないとしているが、根拠なく歴史から学ばない姿勢は改めなければならない。

５　浜岡原発永久停止、原発ゼロへ

浜岡原発は、巨大地震の震源域の真上に建つ世界一危険な巨大原発である。そしてＵＰＺ３１キロ圏に住む83万人の実効性ある避難計画は、不可能である。浜岡原発の再稼働は、絶対にありえない。市は、東海原発のように、ＵＰＺ圏12自治体の合意を再稼働の条件とする協定をめざし、引き続き努力されたい。

関西電力で明るみに出た原発利権の闇はあまりに深く、福島第１原発の事故処理や全国の原発再稼働のための安全対策費も膨れ上がり、これらが電気料金に上乗せされている。使用済み核燃料も処分できない。原発ゼロへの転換は、待ったなしである。藤枝市民にとっての最大の危機管理である浜岡問題に、市は、さらに真摯に向き合うことを求めたい。

また、原発停止中や、使用済み核燃料棒の保管のみであっても冷却機能の消失によって放射能漏出の可能性がある事を鑑み、最も影響を受ける子供たちを守るため、まずは市内の小中学校や就学前施設等に安定ヨウ素剤の備蓄を求める。

６　「非核・平和事業」の更なる推進

1. 毎年「市戦没者追悼式・平和祈念式典」において、広島（長崎）の平和記念式典に派遣され

た中学校代表の感想発表があるが、そこでは全員が原爆記念館の展示にふれて強い衝撃を受け、平和の尊さと核兵器廃絶の大切さが分かったと述べている。「戦争の真実」を伝えること、ここに平和教育の原点がある。市はパネル等を豊富に持ち、学校などへの展示を含めて、平和教育の取り組みを強められたい。

1. 戦争と平和に関する資料の保存

戦争と平和に関する資料の収集の努力を強めること。高齢で所有が困難になっている市民

の資料を市が引き受け、それらの常設展示をめざすこと。

1. 市内の平和４団体への支援

「平和市長会」に参加している市にふさわしく事業の拡大と事業費の増額をはかり、とりわ

け、毎年 平和展などに取り組んでいる市民団体の会場費負担等を軽減する支援を行うこと。

7　公文書管理と情報公開について

　ア、最近、藤枝市文書取扱規程（昭和50年訓令第3号）の一部改正が行われた。これは、平成３０年３月２９日付藤枝市情報公開審査会答申書で、病院患者給食に係るヒアリング記録文書不存在問題に関して、「ヒアリングの経過を課内で供覧された公文書により確認できない事は遺憾であり、今後はヒアリング記録の協議録などにより適切に保存するよう努められたい」という審査会の意見が出されたことを踏まえたものと思われる。しかし、その改正内容には、必ずしも適切だとは言えないものもあるので、さらに広く市民的な検討、検証をされたい。

また、情報公開審査会答申書の保存期間が１０年として取り扱われていることは、まことに不可解である。公文書の保存期間区分の基準についても、検討を深められたい。

イ、藤枝市情報公開条例第２４条の「調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。」規定

をめぐって訴訟が起こされ、その過程で２０２０年１１月、藤枝市は審査会の議事録を公開した。にもかかわらず、その後に別件の審査会議事録の開示請求が出されたところ、第２４条の規定を理由に、市は非開示決定をした。この非開示決定について審査請求が出され、これを審査した市情報公開審査会は、「条例第２４条の規定について十分に精査した上、必要があると認めたときは、必要な措置を速やかに行うよう」という意見を出すに至った。同第２４条の「公文書は公開しない。」規定は、法的根拠がないものであるとともに、「市民の知る権利を尊重し」と謳った市情報公開条例第１条の目的に、まったくそぐわないものである。

この間の藤枝市情報公開審査会は、住民の権利利益の救済機関としての本来の役割を、残念ながら十分に果たしているとは言い難い。審査会議事録が公開されるようになれば、審査会の審査に関して市民的な検証がより可能となり、これが審査会活動の進化を促すものとなるであろう。これらの理由から、同条の「及び公文書」文言を削除する措置を、速やかに行うべきである。本件に関して、市長は議会で「速やかに改正を検討する」と答弁したが、年度内に、改正案を議会に提案されたい。

8　市民参加のまちづくり

市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠な情報公開を、あらゆる面で徹底、促進すること。

ア、市役所１階の情報コーナーは、市民を含む検討チームを立ち上げて、不十分な現状を検証し、情報・資料の更なる充実を図られたい。また、あまりにも狭いので、今の２倍以上にスペースを広げるよう検討を進められたい。

イ、ホームページの充実についても市民的な検討を常におこない、あらゆる分野の行政情報の迅速、的確な掲載に努めること。

ウ、各種委員会、審議委員会の公募制を広げるとともに、女性の参加率を高めること。そのために、男女の比率をデータ化し見えるようにする事。女性をはじめとするマイノリティーの立場からの、感性、ものの見方、考え方という「すべての人にやさしい目線」を、市政の広い分野に生かすためのプロジェクトチームを検討する事。

9　地区交流センターなどの受益者負担原則は正しいか

前市長時代に行革の名のもとに地区交流センター（旧公民館）の使用料を有料化したが、公民館や地区交流センターは一般道路や義務教育と同じく本来だれにも開かれている公共財であり、無料であるべきである。

岡部町が藤枝市に編入された機会に分かったことだが、人口比で２倍以上の文化協会員を擁していた旧岡部町で、施設や出展料が有料化された途端に会員が激減した。この事実は文化や社会教育を発展させるために地区交流センターは無料化に戻すことがいかに大事かを示している。年間わずか５００万円程度の使用料収入を得ても、失うことの大きさに目を向けるべきである。

地区交流センターの予約方法にオンラインが導入される予定であり、便利になる事を歓迎する。現在は、直接窓口でしか予約できない為、交通弱者や時間のない人は利用しづらい。オンラインに加えて電話での予約も可能とされたい。料金が前払いのみで、キャンセルしても返金されない事も利用の妨げになっている。

2か月前の予約開始時の抽選システムが不便であり、かつ現役世代に非常に不利になっている。事前に入札できるようにしておけば、抽選会当日は、当選発表と調整のみとなり負担が減らせる。利用者の負担軽減を検討されたい。

10　地域経済循環の仕組みづくりと、入札制度の絶えざる改善・不正防止を

入札制度は、市の政策の反映と市内業者の育成のために総合評価方式をより深化させるようにされたい。たとえば今回議会で問題になったタブレット1万1千台、予算5億円というような官公需の場合、市内業者9者を連合させメーカーと交渉させたうえで、大手と競争させるなど地元業者に寄り添った入札の工夫をすること。不正防止には、簡易な契約においても、複数職員によるチェック体制など仕組みはしっかり実行すること。

11　減免制度の改善　ワンストップ型救済窓口の設定を

不況と弱肉強食の自公政治が続くなか、格差が拡大し、商店などの営業困難も増大して、税金を払いたくても払えない市民が増えている。憲法の生存権にもとづき減免制度を改善し、これらの市民が救われるようにすることが大切である。

市民が一時的に税金を納められなくなった時は、新設された徴収猶予の申請を勧め、適用できない時は職権型徴収猶予制度を積極的に活用すること

課税債権の確保を理由とした差押えは、合理的な理由とならないので中止すること。また、差し押さえられた市民が本税を完済し滞納金のみの債務でも差押えを止めない姿勢は、市民の納税意欲をなくし融資を受けるなどの選択肢を狭めることになる。早急に改めるべきである。

困窮状況の市民は、水道料減免、国保税減免、市民税減免など、申請さえすれば制度が利用できるのにもかかわらず、納税課や自立支援など限られた窓口での対応で多種の救済制度が利用できないケースがある。こうした事がないよう、滋賀県野洲市のような一つの窓口で全ての減免等が適用されるワンストップ窓口を設定すること。

12　職員研修に憲法の基本を

　近年職員の間で、文書管理問題で誤りがあったり、「知る権利」をないがしろにする傾向が現れたり、「表現の自由」を抑圧するような行為が相ついで起こっている。

　これは、史上最も憲法をないがしろにしている安倍政権・菅政権がつくりだした風潮の影響と思われるが、公務員が憲法に基づく民主的諸原則を踏み外したものとして軽視できない。市は、原点に返って、職員研修の柱に憲法学習をしつかり位置づけるべきではないか。

13　「小規模修繕等参加登録制度」の改善と「すぐやる」的な係の創設

制度がつくられた3年前から全然進んでいない。原因は契約検査課に担当させたこと。契約検査課は仕事が集まるところではなく、小規模事業者を育てることができる部署でもない。

　都市建設部に「すぐやる」的な部署を新設し、このチームが今回提案した「市民協働レポート」と「小規模修繕等参加登録制度」も担当したらどうか。

14　コロナ禍で実施されている減免、猶予制度の確実な実施を

　国保税減免、市民税徴収猶予、中小企業への支援金など、コロナで取り組まれている減免猶予制度の多くが昨年度限り停止となっている。しかし、現状を見る限り、コロナの市民生活への影響は昨年度以上深刻になっている事はほぼ確実であり、制度の一層の活用が必要となってくる。

　昨年度、本年度と市が独自実施した中小企業への支援金制度は、喜ばれているが、対象市民が確実に活用できるよう取り組むこと。また、コロナ禍が引き続いた場合は、更なる追加支給制度の検討を進める事。

**《企画創生部・財政経営部関係》**

15　「命の水、失われる危機」　リニア問題にどう立ち向かうか

リニア中央新幹線・南アルプスルートは、７つの難問題［すなわち①水涸れ、②膨大な残土、③乗客の安全確保、④ずさんなアセスと環境破壊、⑤ウラン・重金属鉱脈、⑥住民立ち退き、⑦難工事と採算性］に直面し、住民の運動が広がる中で行きづまっている。

とりわけ本市にとって『いのちの水』は、『一滴たりとも譲れない(川勝知事)』重大問題である。そして水問題の核心は、トンネル工事によって大井川の水が毎秒2.56トン減少するということに止まらない。最悪の場合、大井川が河原砂漠になってしまうかも知れないという地質学からの問題提起が最も重要な問題点である。

なぜ河原砂漠か。南アルプスはプレートのせめぎ合いで3000㍍まで隆起し、いまも年間数ミリの隆起が続いている褶曲山脈で、地層が曲がりくねっているこの山脈特有の巨大な断層が数多く存在している。この断層に沿って細かく砕けた岩石が帯状に集まる断層破砕帯が形成され、また岩石が擦れると粘土層ができるので、ここに地下水が数百年かけて蓄えられる。この断層破砕帯をトンネル工事が貫通すると、蓄えられた水は一気に抜けて、かつて旧国鉄丹那トンネル工事で起こったような大規模な水枯れが起こる。丹那トンネル上部の丹那盆地は、丹那断層破砕帯に蓄えられた地下水の恵みで稲作やワサビ栽培が盛んだった。が一転して芦ノ湖の3倍の水が抜け酪農しかできない土地に変わったのである。南アルプスの断層破砕帯の規模は丹那トンネルの比ではなく、この断層破砕帯をリニア工事が次つぎに貫通していくと、「天然の水瓶」は一気に失われて流域は砂漠化する。ここに「いのちの水」問題の核心がある。「水の循環」を断ち切る無謀なリニア工事は、安倍川など一円に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

　本市にとって残土問題も重大である。大井川上流部の燕沢に積み上げられる東京ドーム３倍分の残土計画、さらに新たにＪＲが発表した藤沢島に遮水シートで覆われる重金属残土計画は、流域の防災問題として容認できない。

　「水循環基本法」は、地表の水と地下水は貴重な国民の財産と規定している。つまり流域住民の了解なしに水は使えないのである。市はこの立場から市民に情報公開を徹底すること。

## 　また「リニア中央新幹線静岡工区・有識者会議」は、安倍・菅政権のもとでリニア新幹線を成長戦略の花形・国家プロジェクトとして推進する立場の国交省・鉄道局が設置したものである。国交省・鉄道局はリニア推進の当事者であって、『県とＪＲ東海の利害関係を調整する』立場に立てないということをよく見ておかなければならない。

16　人口政策について

市は「選ばれ続けるまち」をめざして、全施策を人口対策に収れんすることを重点方針としている。選ばれるまちを実現するためには総合的に政策を充実させなければならないから、その面に限って「選ばれるまち」をめざすことは評価できるが、反面、この政策は他自治体の人口を本市へ誘導することを基本とするもので、自治体間競争を激化させ、持続的な発展が展望できる人口政策とは言えない。本市が力を入れるべきは、出生率・合計特殊出生率を上げていくことであり、若者が結婚できることと子供を産み育てるための環境を良くする政策にこそ全力を挙げるべきである。

17　財政健全化をさらに前へ

住民サービスを後退させないで借金を減らしていく財政政策によって、平成20年最高時1033億円の借金を令和2年度末現在で706億円まで縮減し、利子返済額は平成20年27億余から令和2年度末7億弱と年間約20億円の利息の節約を実現している。この路線を更に前に進められたい。

公募債の発行に市は消極的だが、市民に一定の利息を還元できること、市民の市政参加の意識を高められるという点で、活用を積極的に推進するだけの価値がある課題と考える。公募債によるさらなる借金削減を、検討すべきではないか。

18　公共施設の統廃合について

人口減を前面に出した公共施設の統廃合計画の策定が、国から自治体に義務付けられているが、本市は答弁通り（３０年２月定例会・石井議員）、公共施設の面積の数値目標を設定せず、長寿命化を第一に、インフラの整備と再活用を進めること。

19　あるべき都市像の明確化

本市は、長期総合計画の標題に「文化のまち」を掲げ続け、めざすべき都市像としてきた経過がある。

第１次計画「人間尊重を柱とし自然と文化の調和」(1972年～)。

第２次計画「心豊かな人間性を育む文化の都市をめざして」(1982年～)。

第３次計画「生きがいと活力に満ちた文化の都市をめざして」(1991年～)。

第４次計画「ひと・まち・自然が美しく夢と活力ある文化の都市」(2001年～)。

第５次計画(北村市政の2011年)から「元気共奏・飛躍藤枝」となり「選ばれるまち藤枝」

そして、来年度から策定される第６次計画では、「幸せになるまち藤枝づくり　～まち・自然・文化と共生・未来へ飛躍～」と大きく変わったが、市民がめざすべき都市像は、明確ではなくなっている。ここは、市民のなかで歴史的合意となっている「文化のまち」をめざすべき都市像に据え、その「文化」にさらに磨きをかけていくべきではないか。

20　面談を基本とする丁寧な税務行政

地方税法第15条による徴収猶予制度を、営業困難、生活困難にあえぐ市民が早期に活用できるよう、手続きの簡便化や親身な相談活動を進めること。収納対策には、なるべくベテラン職員を配置し、あくまでも面談によることを基本として納税者の立場に寄り添った丁寧な対応でおこなうこと。

この面からも、納税課職員１人当たり1050件、債権回収対策室は３人の職員と２人の国税ОＢで1300件もの滞納案件を抱えている現状からも、対応職員数を増やすこと。

21　市民にペナルティーを課さない市政

国保税が払えない市民に交付される資格証明書によって、窓口で医療費全額を一時払いしなければならない市民は、医者にかかることができず、病気を悪化させている例は少なくないと思われる。

全国保険医団体連合会の調査によれば、資格証明書を発行された人の受診率は、2007年度、保険証のある人と比べると、なんとわずか５２分の１である。保険料が払えないくらいだから、まして窓口で医療費10割を払うことなど出来ようはずもなく、これらの人はまともに医者にかかれないのである。

しかし、2008年、大阪社保協がいわゆる「無保険の子」の調査を行い、反響を呼んで、国会でも取り上げられた。これを受けて厚労省が「世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられる」として「速やかに短期被保険者証の交付に努めること」との通告を出した。さらに政府は、わが党の小池晃参議院議員が2009年に出した質問主意書に対し、「子どもであるか否かにかかわらず」「世帯主がこのような状況にあるのであれば」「市町村の判断で」「短期被保険者証を交付すること」と答えている。これらの変化は、本市に反映されなければならない。

さいたま市の担当者は、滞納している市民に面談をすれば必ず解決策は見つかるので、ペナルティーの資格証明書や短期保険証は発行していないといったが、巨大都市でできていることが、それより小回りの利く本市でできない筈はない。人道的な見地からもペナルティーは課さない市政にするべきではないか。

22　「静岡地方税等滞納整理機構」について

広域連合「静岡地方税等滞納整理機構」への市税滞納事案の委任については、市職員では対応困難かつ真に悪質な事案に限ることとし、安易な委任は決しておこなわないこと。もともとこの団体は、租税法律主義に基づく課税団体ではなく違法の存在であって、この団体の存立のために毎年５０件くらいの仕事を提供しなければならなくなるというのは逆立ちである。できる限り委任を少なくして、違法な団体は早期に廃止すべきである。

23　ふるさと納税について

　２６億余も集めたふるさと納税は、切れ目ない発達障害児童支援や市立図書館の蔵書の充実など使途を具体的に提示しているが、ほとんど基金化されており使われていない。多くの寄附者は“市にお任せ”を選択しているが貯めこみを希望してはいない。市民生活に活用すべきである。

　一方、この制度は故郷でも何でもない自治体に寄附（納税ではない）が出来、返礼品目当てのマネーゲームになっている点や、寄附者が多い自治体は寄附金控除による市民税減収につながるなど、地方税の観点から逸脱している。

本市はかつてスペイン産のイベリコ豚、都内一流ホテルのブッフェランチ券などを返礼品に並べた経緯があり、昨年も４品目に対し総務省から「地場産品以外」と見直しを指摘されている。国に制度廃止を求めると同時に、自治体間の不毛な競争になりかねず、過度に行うべきではない。

企業版ふるさと納税は、企業が寄付すれば、寄付額の一部を法人事業税と法人住民税から差し引かれ、寄付金を受けた自治体は収入増になるが、企業が所在する自治体は税額控除によって収入減になる。このことは、実質的な自治体間の税源移動が起こり、住民自治の及ばない財政制度となっている。個人版同様、地方税制をゆがめるものであり、過度に行うべきではない。

24　市役所業務の効率化（デジタル化、スマート化）

　技術の活用は必要であるが、それに伴う更なる公務員の削減や、本来マンパワーで行うべき業務（災害対応や福祉部門など）を効率化を振りかざしICTなどに置き換える事は行政が行う事ではない。社会的基盤として築くべき事を技術に置き換えるのではなく、基盤維持した上での技術の活用を進めること。

25　デジタル自治体化で地方自治の崩壊につなげない取組を

　菅内閣が進めたデジタル自治体は、地方自治体が行う主要17業務を共通仕様に置き換える事で、地方独自の住民向けサービスの低下を招く危険性がある。議会答弁（2021年6月議会　石井通春議員）通り、カスタマイズ等を行う事でサービス低下につなげない取組を行う事。

　また、地方独自で制定している個人情報保護条例が、法の成立をもって順次廃止され、新たな国指針の元、地方が新しい個人情報保護の基準を作成するが、従来の保護基準より低下しない取組を行う事。

２６　納税や住民票手数料で実施しているキャッシュレス決済について

　NTTドコモの電子決済サービス「ドコモ口座」で、預金が不正に引き出される事件が発生している。メールアドレスだけで口座開設が可能など本人確認のセキュリティの甘さが原因だが、銀行口座の暗証番号と異なり、電子決済口座の暗証番号は何度も照会をかける事が出来る。更なる取り組みの拡大は犯罪を助長しかねず、セキュリティの確立を以て実施すること。

27　地方創生制度は人口増加につながらない

　本市が先陣を切るとしている地方創生制度は既に開始後8年を経ているが、地方の人口増加や首都圏の人口流出が解決するどころか逆行の結果となっている。地方の人口減少を前提にしている現在の地方創生は、人口集約地域を作る反面、その他の地域の過疎化をさらに促すものであり創生につながらない。この路線をきっぱりと断ち切り、住民の意見から出発する街づくりを進めること。

28　スーパーシティ

　コロナ禍のどさくさ紛れで拙速な審議で成立したスーパーシティ法だが、住民の個人情報が民間機関によって掌握される事、街づくりの基本とされている「事業計画立案」に住民が入れるとは限らないなど、自治そのものが破壊されかねない。本市は前向きにとらえているが、国の公募に応じる事の無いようにすること。

《市民文化部・スポーツ文化局関係》

29　「市民文化祭実行委員会」のあり方について

本市は、市民文化祭を市文化協会に、学童保育を市社会福祉協議会に、茶業振興を市茶振興協議会に委託するなど、市の根幹をなす重要施策をもっぱら外部団体にゆだねているが、これでは見るべき成果は収められず、基本的に市が責任を負う体制に改められたい。

市民文化祭は市文化協会に委託されているが、本来、市が主体で行われなければならない基幹的事業である。なぜなら市民文化祭は、全市民に開かれているからである。文化協会への委託は、実行委員会が文化協会中心となるという狭さを生み、協会以外の全市民参加になりにくい。また、市民文化祭は分野別で行われているため、特に舞台部門では広く市民が鑑賞するという状況を妨げている。これらに市民文化祭が衰退している原因がある。実行委員会は市が中心になり市文化協会加盟団体と加盟していない文化団体が対等平等で参加する仕組みに改められたい。

30　文化協会へメリットを

市文化協会の会員数が1600人にまで激減している。加盟のメリットが感じられないうえに、役職などの過重負担がのしかかるからである。

合併前の岡部町は500人を超える会員を擁していたが、この比率でいえば藤枝市は5,000人の会員ということになる。合併によって、旧岡部町の会員は、会場費が無料から有料になり、文化祭などへの参加費が無料から有料になったことで激減した。この事実から学び、市文化協会発展のために、協会が強く求めてきた「メリット」を与えるべきである。

３１　市民会館のピアノ更新とピアノ庫について

　市長は、かねて市内の音楽団体から求められていた市民会館のピアノ更新の約束をした（３０年１１月定例会、大石信生・一般質問）が、ピアノ庫の問題も含めて出来るだけ早くこの要請に応えられたい。

　なお答弁の際、藤枝市合唱連盟に所属する団体の多くが、市文化協会に加盟していないことを念頭に置いてか、市長が「ピアノは買うが、文化協会にも加盟すべきだ」という意味の発言をしたが、これは市民の文化・芸術活動に対する権力の介入を意味し、市長として言うべきではなかった。市議会の記録に残ることは望ましくないので。適切に対処されたい。

32　市民会館の空調欠陥、舞台へ独立した空調設備を

１０億円かけた耐震リニューアル工事の際に、50年前の空調構造のまま機器だけを最新式にしたことで、館内の空調がうまくいかなくなった。15万都市にこんな市民会館はなく、市の名誉にかけても真剣に対処されたい。また舞台に空調の吹き出し口がなくて、劇団から「真夏は役者が持たない」といわれている問題は、夏が来る前に舞台だけの独立した空調設備を設置して急いで解決したらどうか。

33　市民相談センター相談員を正規職員に

相談員は、市民が直面している困りごとに対応し、高い解決能力を要求される仕事であり、本市の相談員はこれに応えているが、その身分が全員会計年度任用職員のままに置かれていることはほとんど理解に苦しむほどの問題である。やってみればわかるが、市民が直面する重大な困難は、そのひとつ一つが待ったなしの難問で、最近はまた、問題が複雑、巧妙、悪質化し、ネット詐欺なども増えている。臨時的な身分で対応していく問題ではない。順次正規職員とされたい。

34　宇津之谷峠越えの史蹟に光を

宇津之谷峠一帯は、「峠越えの博物館」であり、古くからの道の歴史、トンネルの歴史が現存するわが国有数の場所といわれる。平安時代のつたの細道、江戸時代に秀吉が２万の軍勢で小田原攻めをしたときの江戸の道。さらに明治の道と明治トンネル。大正の道と大正トンネル。昭和の道と昭和トンネル。平成の道と平成トンネルがあり、それ以外にわが国最初の有料トンネルとなり、火災のために埋まってしまった幻のトンネルが存在する。(このトンネルの岡部側は、後に改修されて明治トンネルとなったが、くの字に曲がった静岡市側は埋まったままである。静岡市と協議が整って、ここを掘ってトンネルを再生すれば、新たに歴史の道が蘇ることになる)　また宇津之谷峠一帯は、伊勢物語などや多くの和歌など文学と歴史、浪漫の宝庫である。藤枝市の宝として、この地に新らたな光を当てられたい。

35　自治会・町内会の負担軽減

負担が大きすぎて、自治会・町内会の役員の選考に苦労する例が目立っている。市の下請け機関化が大きな問題である。成人式や敬老会は、本来市が行うべき行事である。その他の面でも市の下請け機関化している部分をできるだけ小さくしながら、自治会・町内会の負担を減らし、自治会・町内会が本来の姿に立ち返れるようにされたい。

36　地区集会所への助成

地区集会所の耐震補強を推進する必要からも、設置費補助金の補助率を実質２分の１以上に引き上げること。また、用地費に対する補助制度を設けること。老人憩いの家建設費補助率を引き上げること。コミュニティが維持できなくて合併した旧集落の集会所の修繕などの住民負担に特段の配慮をされたい（例―野田沢集落は殿と合併したが、集会所は必要である）。

37　高洲地区に遊具ある公園の確保を

高洲地区は小学生数が増えているにもかかわらず遊具ある公園がほとんど整備されていない。借地方式にこだわらない市有地の活用や用地買取りも含めた公園整備を進めること。

高洲地区交流センター近辺を候補地とした公園整備事業が開始されたが、子どもの数で比較するとまだ極端に他地区と比べて高洲は少ない。高洲小学区、高洲南小学区それぞれ最低でも２か所の公園整備を進められたい。

38　高洲南小学区に交流センターを

各地区に存在する交流センターは、地域住民の活動の場として重要な役割を果たしている。一方、人口規模で比較すると、高洲地区は昨年交流センターが新設された葉梨地区と大洲地区を併せた数となり（高洲24000人余、葉梨13000人余、大洲10000人余）予約も取りづらい状況である。青島、藤枝地区同様に、交流センターを複数設置し、高洲南小学校区の住民も使いやすい施設とされたい。

39　防犯灯の設置主体はどこか

現在、町内会が申請して市が補助金を出す形で設置している防犯灯は、市内を明るくして、住民の安心、安全を確保するためのものではないだろうか。

新設の場合、ポールから立てる工事では25,000円、電柱とりつけは15,000円の補助で、ＬＥＤへの切り替えは３分の２補助の15,000円限度。塗装塗り替えなどの修繕は、２分の１の7,000円限度で、蛍光管の取り換えは、全額町内会負担となっている。これは町内会が事業主体であるとしての助成形態である。しかし町内会が事業主体である理論的根拠は、どこにあるのだろうか。かつて市道舗装工事等にも地元負担があったが、これと同じで、市が事業主体として、費用も全額負担する方向に改善すべきではないか。

40　スポーツ少年団の夜間体育館利用の無償化を

　少子化の影響で学校の部活動で全ての種目がそろう事が困難になっている。自主的なスポーツ少年団は、部活動のない競技の育成に欠かせない役割があるが、市内小中学校の体育館等を利用する際有償である。近隣島田市は無償化を実施している。こうしたところに負担を求めるべきではなく、無償化を実施しスポーツを推進する市の姿勢を示す必要があるのではないか。

41　ジェンダー平等と多文化共生の市政へ

男女賃金格差など働く場での差別をなくし、選択的夫婦別姓など民法・戸籍法に残る差別規定をなくすなどのジェンダー平等社会へ。性暴力、DV―女性に対する暴力を許さない社会へ。ハラスメントに苦しむ人を無くす社会へ。ŁGBТに関する差別のない社会へ。国籍や民族の多様性を認め合い共生する社会へ、など市政が直面する新たな課題に取り組み、職員の学習、市民への啓発活動を進められたい。国の制度化が進まないなかで、同性パートナーシップ協定（条例）などの制度を検討すること。

42　「マイナンバー制度」への対応

　菅内閣が“目玉”としていたデジタル庁で、基本的に行ったのがマイナンバーカードの更なる普及である。

　もともと、税と社会保障の一元管理として財界の求めで始まったこの制度の真の狙いは、納税額に見合う社会保障の給付であり、国民に自己責任を強いるもので利便性の向上などを目的としたものではない。

　その為　巨費を投じたわりに普及率15%程度と低迷していたが、マイナポイントや定額給付金のオンライン申請など、苦境に陥っている国民の願いを逆手にとって普及率の向上を図ったがそれでも2割の状況である。

　一方で、番号の漏えいは、特に自治体の業務の委託を受けたところで頻発しており、なりすまし犯罪も発生している。

　本市は、コンビニでの納税決済、人事課名のアンケートによる職員への事実上の取得の強制、市民へのマイナポイント講座など、普及に前のめりになっているが、12桁の番号は納税と社会保障給付という特別の個人情報であり、ハッカーにとって魅力あるものとなっており、事件が起こる前に取りやめ、交付事務（法定受託事務）のみとすること。

43　指定管理者から直営へ戻すこと

本市は、郷土博物館・文学館、志太郡衙、田中城下屋敷と葉梨西北活性化施設を指定管理者の運営から直営に戻し、指定管理者時代よりも成果を上げている。他の文化施設、社会教育施設、スポーツ施設、社会福祉施設などについても指定管理者から基本的に直営に戻すべきである。

なかでも市民会館は、市民の文化・芸術活動の拠点となるべきであり、また国内外の優れた芸術・文化に市民が触れる機会を提供する場である。ここに市の職員が配置され、市民や文化団体と広く連携し、市民文化祭も市の直営の下で行なうべきである。

指定管理者・㈱アスには、舞台管理のみを委託とすべきであり、市の文化活動全体を担わせることには限界がある。㈱アスと共同指定管理者の折込みグループの加入でリサイタルなどの強化を狙ったというが、焼津市に水を開けられたままである。このままでは、市の文化政策は細っていく。㈱アスには舞台管理を委託するだけとすべきである。

44　総合運動公園スタジアム整備は住民の理解の下で

　　総合運動公園のJ2仕様工事が今後3年間20億円かけての実施が進められる。藤枝MYFCが市民の応援の下で市内でJ２の試合をする事に何ら反対するものではないが、現在、巨額の建設工事費がかかるスタジアム整備は市民の合意をほとんど得ていない。

　加えて、駐車場整備も何ら進んでいない。J2の試合実施ありきで工事を進めれば、市民の反感を買い、MYFCそのものにも悪い印象を持たれかねない。

　市内のみならず、焼津や島田など、近隣の後援自治体と協議をし、また、広くスポンサーを募るなどして、市民合意を得ながら建設を行うべきである。

**《健康福祉部・すこやか推進局関係》**

**45　いつでも、どこでもＰＣＲ検査ができるように**

　私たちが行なった市民アンケートで、最も多くの要望が出ているのは、希望すればいつでもＰＣＲ検査ができるように、ということであった。新型コロナ感染症は、有症者からよりも無症状の感染者からの方が感染力が強く、陽性者を早く発見することが重要であると言われている。当面、感染リスクの高い病院や介護施設、保育園などの従事者に対して、ＰＣＲ検査が十分にできるよう必要な財政措置をとること。

　特に、コロナでの制限された生活は既に2年に及び、発達途上の子ども達への影響は深刻である。黙食や、休み時間、放課後の遊びにまで及ぶ制限、細かい生活のルールなど、学校生活に負担を感じる事が増えている。子どもの時間は二度とかえってこない。検査で陰性が確認できれば制限を緩めていく事が可能となる。楽しい子どもの生活を取り戻すためにも検査を実施されたい。

46　市民の不安解消のために必要な情報開示を

市民に伝わっているコロナの情報は、そのほとんどが市内発生者数であり、検査数（陽性率）、感染ルート、自宅宿泊療養者、など、県の発表に基づく情報しか伝わっていない。

感染症法では、過去、ハンセン病等で誤った情報が流布され、差別につながった教訓から、個人情報に留意しつつ、必要な情報は広く市民に知らせる事を定めている。

感染源（エピセンター）となっている地域はむしろ公表し、必要な施策（全面的な検査など）を同時に実施する事で市民の協力を得るべきではないか。

47　国保広域化について

　2018年度から実施された国保広域化（県単位化）によって、市民が最も関心を持つ保険税の値上げが予想される。県が示す納付金と市が徴収している保険税の差額は、市の一般会計や、基金からの繰り入れでまかない、納税者に負担させないこと。

　昨年5月に定められた国保運営方針策定要領（ガイドライン）で着実な解消を求められているのは法定外繰入のうち決算補填等目的部分であり、所謂赤字補填、値上げ回避補填部分は含まれていない。保険料水準の統一化を急ぐあまり、法定外繰り入れを過剰に解釈して繰入不可のような政策はとらない事。

48　高すぎる国保税の値下げと減免制度

　高すぎる国保税を解決するためには、1984年来切り下げられてきている国庫負担を元に戻すことが基本であり、国に強く要請すること。そして、人頭税である均等割、平等割は軽減又は廃止すること。

国保法44条の一部負担金（窓口負担）減免制度及び失業等による収入減による国保税減免制度が、ここ数年全く活用されていない。申請待ちではなく、市民に広く周知し指導援助すること。また、収入の減少による国保税減免制度も年間10件程度しか活用されていない状況を改めて、真に困っている市民の立場にたって積極的に対応すること

49　民間保育所への財政支援

　保育所へ支給される委託費は公定価格が低く抑えられておりそのほとんどが保育士への給料負担で消えてしまう。それ以外の保育所事業を健全な形で行うためにも従来通り補助金での対応を継続し、円滑な園運営のための財政支援を拡大されたい。

株式会社運営による認可保育園運営については、特に使途制限がないことから、これまでの社会福祉法人運営以上に特に保育士賃金に影響がないように監査し、劣悪な保育環境を作らないように努められたい。

50　認定こども園、小規模保育所の保育料について

　園が独自に保育料を設定する認定こども園、小規模保育所の保育料については、過度なブランド料金の設定で、幼児期から園によって差別化を図らないよう、設置者として指導されたい。

51　多子世帯の保育料について

　平成22年の年少扶養控除廃止に伴い、多子世帯ほど保育料が値上げになるケースが発生している。国の政策といえども、子育てに重点を置く本市であるなら、国立市や町田市のように、扶養控除の再算定を行って保育料を算定し、値上げを抑えるべきである。

52　認可保育園の拡充など

　待機児童対策は、保護者が安心して預けられる認可保育園の増設や拡充を中心に対策を進めること。病児保育所の更なる整備も急がれたい

国が進める認定こども園への移行は、幼稚園児と保育園児が一つの教室で過ごし昼寝の時間が共有できない、保育士と幼稚園教諭の格差問題などの子供の成長を阻害する問題があることを示して保護者の理解を得て行うこと。事故が頻発している地方裁量型（幼稚園、保育園双方とも認可されていない園）こども園を整備せず、双方の認可を得ている幼保連携型を基軸とすること。

また、待機児童が存在していながら、今年度をもって増設を取りやめた小規模保育は待機児童解消の根本的解決にならない。3歳のカベや狭隘な設備面、子供数に依存する運営費の脆弱性なども課題であり、従来の認可保育園の拡充こそ基軸に置くべきである。

53　小規模保育所

定員19名以下の小規模保育所は、特に目が離せない３歳未満児を受け入れる施設となることから、従来の認可基準である従事者全てが保育士資格を持つ基準とするように、議会答弁通り今後も継続すること。また、給食設備や園庭設備など、従来の認可基準に必須となっている条件も完備するようにすること。

54　企業主導型保育所

　安倍政権が待機児童対策として打ち出した企業主導型保育所は、認可基準もなく指導監督基準すら守られていない実態が報告されている。市の監督権限がないとはいえ、かけがえのない小さな命を預かる施設である以上、親が安心して預けられる環境基準となっているか規制すべき立場で臨むこと。

55　家庭的保育従事者（保育ママ）

　他市に先駆けて行われている本事業も、３歳未満児の受け入れ施設となることから、議会答弁通り、今後も保育士資格を持つものに事業従事者を限ること。

56　幼保無償化について

　2年前10月から実施される３歳以上児の幼稚園保育園無償化は歓迎すべき点もあるが、園児の死亡事故の発生が認可園の26倍も多い認可外保育園の施設基準（指導監督基準）すら満たさない施設も5年間は無償化の対象とされた。保育士がいない園でも開園でき無償化の対象となれば、幼い命の危険が明らかに増す。自治体の条例で劣悪な施設は無償化対象外とすることが可能なので、早急に条例制定に向け検討すること。

　同時に実施される保育園給食代（副食代）の実費徴収は、無償化と逆行している。保育園の給食は保育の一貫であり、本来無償化の対象とすべき分野である。滞納対策など保育士の新たな負担ともなり、先行自治体にならい無償化に踏み切ること。

57　学童保育の年齢制限、直営化を

　これまで求めてきたこの項目が、ほとんどの学校で解消し大いに歓迎したい。全校規模で解消するよう求めたい。

　一方で、専用施設がなく学校の空き教室対応の学童もあり、退所時間や学校施設の使用不可など、円滑な運営となっていない点もある。専用施設での入所を進めること。

また、大規模化せず、定員は最大でも40名とすること、国において規制緩和を進める動きがあるが、児童１人あたりの最低床面積基準を順守し、保育環境を維持すること。専門性が求められる指導員の待遇は、臨時職員ではなく、正規職員化を含め継続して勤められ、スキルアップできる労働条件に改めることを求めたい。

図らずも、コロナ禍における一律休校で学童保育の必要性が社会に認知された。学校教育同等の重要な位置を占める学童保育は、委託ではなく市直営の下で運営する事。

58　児童館の建設

　児童福祉施設の中で唯一、全ての児童（０歳～１８歳まで）が利用できるのが児童館だが、本市には存在しない。子育てを標榜する町であるならば、ぜひ整備を急がれたい。地域の子育てセンターやBiviの「おやこ館」は未就学児を対象とした施設であり、児童館とは根本的に異なる。既存の地区交流センター施設の活用も含め、新設・整備を進めること。

　59　こども医療費助成

　　長年の住民運動等により高校生まで助成が拡大されたが、いまだに通院については1受診当たり500円の自己負担が残存している。どの子も無料で診察が受けられるように無料化に踏み切ること。

60　介護予防総合事業

　要支援１・２の介護予防サービス（訪問、通所介護）は、本人の選択によるサービスの継続を行い、行政主導による安易なボランティアサービスへの移管を行わないこと。

　また、窓口に来た新規申請者についても、チェックリストの乱用による介護申請はずしはしないで、本人の意思による必要な申請手続きを行うこと。

　医療行為が必要で強い希望があるのに、国の方針で在宅介護へ移行させられているケースがかなり出ている。本人や家族の願いの方向で改善すること。

61　介護料滞納者に対しての分納制度

　高年齢の滞納者の多くは、市税だけでなく、介護保険料の滞納を抱えている。介護保険料の滞納ペナルティーは、国保と比べて過酷であり一律に科せられる。介護保険料も相談に行けば分納等の措置を講じ、一概にペナルティーを課さないとするが、市民のほとんどは納税課相談だけにとどまる。

介護保険滞納者に対して、納税課の分納相談だけに留まらず、介護福祉課として保険料分納の取扱いを進め、介護サービスの取上げを行わないようにするべきである。

62　介護保険料の値上げを繰り返さない事

　今年度、介護保険料が100円値上げ（基準額）された。従来の計算だと800円程度の値上げが想定されたが、大幅に値上げ額が削減されたのは歓迎したい。

　一方で、市民は年々値上げされる保険料や、サービス内容の削減、補足給付の廃止など、相次ぐ制度改悪で苦しんでいる。基本的には公費負担を怠っている国の責務であるが、住民の立場で考え、今後は法定外繰り入れを含めた保険料軽減を検討する事。

63　日常生活用具給付等事業

　障がい者、介護保険利用者に対する本制度の周知を図ること。また増額を実施すること。

64　一人暮らし老人等食事サービス

　毎日配食に拡大されたい。希望者には老人世帯にもサービスの拡大を検討されたい。

65　特別養護老人ホームの増設

　増設を望む市民の声は、依然として切実である。待機者、保険給付費など進捗状況を勘案して整備していくべきである。

66　生活保護基準引き上げ

　安倍・菅内閣により既に何度も生活保護基準が引き下げられ、今後も住宅扶助等の引き下げが強行されようとしている。引き下げの理由はデフレの影響や一般低所得者との比較を根拠にしているが、実際国の審議会で議論がされておらず、審議会委員が取り消しを求める集団訴訟の原告に加わるなど根拠ないものである。「最低限度の生活」ラインを下げれば、生活保護だけでなく、住民税非課税限度額、医療介護などの減免、就学援助などに波及する。市は生活保護基準引き下げにかかわらず、旧基準で対応すること。

　また、申請時に実施している扶養義務者への電話調査は、国会答弁で「義務ではない」事が確認された。実際、扶養調査が保護申請を躊躇する大きな理由となっており、なおかつ、調査により申請に至らなかった（扶養できるものがいると判明した）ケースは2年間で1件だけであり、無駄な作業をしているのが実態である。

　申請者にとっても、市職員にとっても、不要な扶養調査は行うべきではない。

67　認知症700万人時代にどう対応するか

　人口の９人に1人が認知症か予備軍と言われ、全国で一人暮らしの認知症患者が120万人になると言われる。認知症対策の位置づけを上げて、早期の予防体制を確立されたい。社会全体であるいは地域のコミュニティ全体で認知症を考えていく体制をどうつくるか、鳥取県・琴浦町（地域ぐるみ対策―高齢者サークル90カ所）などから学び、住民が自然に集まる場所へ市が出かけ、健康相談に乗りながら予備軍を見つけ出すなどの工夫も求めたい。

68　使いやすい補聴器助成制度を

　来年度から実施するとした（2021年9月議会　石井通春議員）補聴器助成制度は、高齢者が生きがいのある余生を過ごせる必要な施策として大いに進めていただきたい。

　補聴器は高価（最低でも10万円程度）であり、少ない年金額から必要性を感じつつ購入をためらう人が多くいる。加齢性難聴は放置すればどんどん進行し、認知症につながりやすい。市民にとって、使いやすい助成制度の創設を求めたい。

《産業振興部・商業観光局関係》

69　中山間地域の定住人口対策

安倍政権のアベノミクス、地方創生政策によって農村の疲弊は著しく、中山間地域の人口減少は深刻になっている。未利用農地貸出付空き家バング制度など、さらに空き家バンクの魅力を高める仕組みを作る事。空き家や空き工場用地などの利用可能宅地の確保、市によるミニ宅地開発などを柱とする定住人口増加対策を進めること。

70　高齢者世帯のための住宅リフォーム制度

地域経済に波及効果が高いことが立証されている住宅リフォーム制度をつくること。

71　中小商工業者融資制度の改善

商工業者の実態調査・把握に努め、緊急経営改善融資制度などの弾力的な対応を図るとともに、無担保、無保証の緊急かけこみ融資制度（100万円限度）を設けること。小口資金融資限度額を800万円に引き上げること。

72　設備投資への固定資産税減免制度

従来利用できた中小企業の設備投資に伴う固定資産税減免制度の対象が、生産性向上計画に基づくものに限ると変更される。これに伴い、ICT化などで人手を減らせば軽減対象となる。新制度においても、従来通りの設備で軽減が受けられるように取り計らい、中小企業振興に努めること。

73　市営駐車場の市民サービス向上

駅前市営駐車場の駐車料金について、文化センター利用者は無料、一般利用者は半額として、利用の向上及び商店街振興を図ること。

74　鳥獣被害対策

イノシシ被害対策は、毎年職員が交代することなく、専門性を高めること。電気柵設置への助成を増やし、貸し出す檻を増やすなど、対策をさらに強めること。また、有害鳥獣駆除事業の猟友会への委託料や報償金の予算を増やし、いっそうの効果増大を図るとともに、猟友会などに対し有害鳥獣駆除許可権者としての指導性を確立すること。

75「玉露の里」直営化の検討

「玉露の里」の指定管理者・㈱静鉄レストランは、コロナ以前には得意の外国人インバウンド客を呼び込んでいたが、玉露の里の建設目的である茶産業の振興と茶文化の発信から次第に変質してきていた。地元住民との連携も難しくなっている。直営に戻すことを検討すべきではないか。

76　びく石の新しい可能性

最も魅力的な頂上付近の巨石群のすばらしさが、森林の中に埋もれている。地主も代替わりしており、交渉して杉・檜を切らせてもらい、巨石群が市民に触れられるようにしたらどうか。

笹川からの八十八石登山道を登り、展望石から従来の右手に登る道のほかに、左手方向に新しいハイキングコースを開き、滝や巨石群の間を通って頂上に行けるようにすること。芸術的ともいえる巨石群をひとつ一つ鑑賞できるように、その周辺の整備に着手すること。これらによってびく石の魅力は大きく花開くことは確実である。

77　農地転用に道を

　市街化調整区域の青地地域は、農地法、都市計画法等により農地以外への転用が出来ない。農業が国の基幹産業であった時代は当然の制度であったが、現在は農業だけで生活の維持が困難で、高齢化や後継者不足により農地の転用を希望する市民が多く存在している。国の制度改善が求められるが、優良田園住宅制度などを活用して、実情に合った農地転用対策を、市独自で進めること。

78　耕作放棄地対策

　山間地のみならず都市部や郊外部でも、耕作放棄による雑草の手入れがなされず近隣住民の迷惑となっている。農業委員会等から所有者に対する指導がなされても、所有者自身も高齢化でなかなか実施されない。雑草を駆除する近隣住民組織に対する補助制度などを創設し、耕作放棄地対策を進められたい。

79　買い物弱者対策

　農水省政策研究所調査によれば、本市の３割の市民が「買い物困難人口」とされており、全市的な問題である。有効な対策は品揃え豊富な移動販売車の取りくみであるが、経費が嵩み、どうしても赤字になる。本市と同規模人口の千葉県野田市では、企業イメージを重視し、赤字を承知で市内37か所で移動販売車の取りくみを実施している。従来のプレゼンテーション方式の事業にとどまらず、移動販売車への補助事業を重視した予算編成で、住民のニーズに応えられたい。

80　中小企業向け補償制度の一層の拡充を

　感染状況が深刻になっているにもかかわらず、国は持続化給付金や家賃支援制度を昨年度一回きりで中止、それになり替わる補償も脆弱である。

　一方、国は各自治体にコロナ対策交付金（地方創生臨時交付金）として昨年度16億円の交付を本市に行っており、これを財源にした新たな中小企業向補償制度の実施が可能となっている。

　本市は今年度2度にわたる独自給付を実施しているが、補償額としては持続化給付金よりはるかに少ない。更なる独自給付制度を積極的に取り組まれたい。

81　職種転換支援を

　コロナ禍が長期化していることから、転業、転職を検討せざるを得ない状況が広がっている。そうたやすいことではないが、職業転換支援について市として何ができるか、積極的な検討を進めるなど、足を踏み出していただきたい。

《都市建設部・基盤整備局関係》

82　私道舗装制度の一層の促進を

　位置指定を受けている私道舗装制度が本年度からスタートした事は他市にはない非常に前向きな取り組みとして評価したい。

今後10年間かけて、152か所を全て舗装する制度設計の元、初年度は15件程度、1500万当初予算でスタートしたが、市民に好評で30件もの申請が届けられている。

住民のニーズが高い本制度を更に前倒しをして、いち早く舗装を進められるようにすること。

83　岡部オレンジタウン町内会の交通ラッシュの解消を

　交通ラッシュを根本的に解決する迂回路については、約束の焼津市との協議がほとんど進んでいない。都市建設部の人手不足にもよると思われるが、市長も現地視察の上で答弁されたことであり、重要案件と位置づけて取り組んでいただきたい。これまで協議されてきた吐呂川左岸堤防を整備する案と共に、焼津病院への道路を広げて堤防につなげる案も有力で、これらの可能性について努力していただきたい。

84　市道・林道の「木障切り（こさぎり）」について

　山間部の市道・林道（一部県道）で、立木が交通の妨げになっているいわゆる「木障」の問題について、市は「市の責任において木障切りを行う」（27年9月議会、大石信生・議案質疑）と答弁したが、その後必ずしも木障切りは十分に行われていない。執行部から「所有権が地主にあることがネックになっている」と答弁されたが、この問題は公道に面し公共交通に支障を及ぼす可能性のある立木については、あらかじめ、「市の責任で木障切りができる」という協定を関係地主と結んでおき、スピード感を持って木障切りが行われるようにしてはどうか。

　台風による倒木で、中山間地域の停電問題が課題になっているが、電力会社が保線要員をゼロにしたことが深刻化の背景にある。市も電力会社と連携して、日常的な倒木対策を進めることが必要になっている。

85　県道島田岡部線（旧国道1号線）などの渋滞の解消

県道島田岡部線は、渋滞が常態化しており、そのために、この幹線道路と南北に交差する藤枝大井川線など主要道路の渋滞も深刻になっている。田沼街道や大手交差点の渋滞はとりわけひどい。市民や企業・商店の経済的損失は、計り知れない。最大の原因は、市が「道路百年の大計」として、旧国道1号に並行するもう1本の幹線道路を用意してこなかったことにあり、バイパス4車線化でも完全には解消できない。早急に取り組むべきである(島田市のはなみずき道路のように)。具体的には、三輪立花線の終点を立花からさらに西へ延ばし、県道島田岡部線に並行して延長する計画を検討すること。

86　狭隘道路の拡幅整備

救急車やバキュームカーが入れないような狭隘道路の解消を、計画的に進めること。狭隘道路の用地は市民の寄付により拡幅するとしている一方で、６メートル以上の道路は市が買い上げており、整合性に問題がある。狭隘道路も用地買い上げを基本とすること。

87　デマンドタクシーの拡大

静鉄ジャストラインの路線バス運行については、維持、確保を図るよう努力をつくすこと。自主運行バスについては、市立総合病院直通路線など、路線とバス台数、運行回数を増やして市民の利便性向上を図ること。

また、路線バス維持補助金を支給しながら減便をしている現状は、市民から納得が得られない。運転手確保に一層の力を発揮するよう、指導を強められたい。

好評のデマンドタクシーについては、市立病院以外のバスが通っていない地域や土日の運行など、さらに拡大の検討を進めること。

88　身近な道路・水路の改修予算を１０億円に

市民の要望の強い河川・水路改修と市道改良（道路新設改良費）事業は、市内業者の仕事と雇用を増やす面からも、当初予算の段階から積極的に事業費を増額されたい。これまで予算7億円まで増やしてきたが、思い切ってこれを10億円にされたい。

くらしの道緊急修繕事業において、市民からの情報提供に対し１００％実行されたのは評価する。今後とも、市民に密着した事業として迅速な対応を求めたい。

89　川を住民の暮らしの中に取り戻す

昔のように、川を住民の暮らしのなかに取り戻せるようにしていくことが大切である。しかし現状は、特に２級河川の瀬戸川上流、朝比奈川、葉梨川の多くの地点で土砂の堆積、草木の繁茂など荒廃が著しい。それでも最近は土砂の浚渫が少し進んできた。引き続き県に別枠予算の増額を要望するなど対策を進められたい。河川改修でほとんどなくなった渕を復活させ、鮎をはじめ魚がいっぱいいる川や自然を取り入れた河川改修を流域住民の意見もとりいれて(改正河川法)実現していきたい。

90　住宅入り口の占用料について

旧岡部町で実現していた住宅の入り口に係る河川・下水路占用料は、公道の延長との方ですべて無料とすること。大井川用水路の占用料も、土地改良区と協議して無料化を図ること。

91　河川堤防の草刈りなど奉仕作業の見直しと管理道路の舗装改修

1. 高齢世帯が多くなり、奉仕作業を全面的に見直す時期に来ている。軽作業以外の河川堤防の草刈りや側溝の清掃などは基本的に県や市の責任で行うようにすること。そのための予算を増額し、地域で希望者による作業チームをつくってそこに交付するとか、それが出来なければ地元業者を使うとか、予算がなるべく地域を潤すように工夫すること。
2. 鬼島、八幡地区内の葉梨川右岸（折戸橋から八幡橋までの間）の堤防上道路アスファルト舗

装が破損し、学童や住民が歩くのに非常に難儀している。この間に部分的な補修が行なわれたが、歩行の難儀解消には至っていない。通学路に指定されている道路でもあり、全面的な改修を行うよう、県に強く要請していただきたい。

92　県道島田岡部線歩道脇の雑草対策

県道島田岡部線(旧国道１号)の八幡橋付近から青山八幡宮入り口までの間、夏には歩道に生えた草や歩道脇民地から垂れ下がる草木で、歩行者や自転車利用者が難儀している。この付近にはバス停（八幡宮前）があることや、水守のスーパーやホームセンター、飲食店などへの買い物などで、上下方向とも県道脇歩道の利用者が多い。この草刈り等除去作業をしっかりと実施するよう、県に強く要請していただきたい。

93　県道島田岡部線仮宿東交差点の範囲拡大対策

　市道５地区282号線から県道島田岡部線へ右折して（旧岡部町方向へ）出ようとする車両は、県道下り線に車両が連なることから、なかなか出ることができない。これは、この市道付近に住む住民にとって、長年の非常に大きな問題となっている。

この問題の根源は、同県道仮宿交差点の渋滞にあるが、そのすぐ東にある仮宿東交差点の範囲を同市道まで広げて、その信号機処理によって市道から県道に進入できるようにすることで、

ほぼ解決できるものと考えられる。

この改善対策の検討と実現を、県に対して積極的に進めていただきたい。

94 耐震補強への助成

木造住宅耐震補強工事に対する補助額を、40万円(高齢者70万円)からさらに増やし、手続きの簡素化等の改善を行うなど、危険住宅の解消に積極的に取り組むこと。これらの仕事を、住民が、なるべく身近な業者に頼めるような仕組みづくりを進めること。

95　市道・時ケ谷地域の整備など

市道1007号線時ケ谷地域の交通危険個所の改良整備を、積極的・計画的に進めること。また県道33号（主要地方道藤枝大井川線）の国道１号交差点（志太）は、右折車両が多く常時渋滞している。右折信号の時間帯を若干でも長くして、その緩和を図ること。

96　藤岡橋の拡幅・改良

藤岡橋が狭く、老朽化も目立つことから、災害避難時に隘路となるおそれなどで地元住民から拡幅改築要望が強く出ている。改良を進めること。

97 歩道などの弱者対策

市民の車椅子や自転車利用などを支援、推進するために、歩道の新設、拡幅や段差の解消、電柱の移設などの対策を強めること。

98　自転車専用道路の検討

健康志向で関心が高まっている自転車専用道路の研究を進めること。

99　空き家住宅荒廃対策

増えている空き家老朽危険住宅の撤去に助成制度を設けること。空き家対策が進まないのは絶対的な職員不足に原因がある。解消のために思い切った職員の配置を考えること。

100　蓮華寺池公園の整備と花の回廊政策について

蓮華寺池公園のハード面の整備は進み、多くの人が訪れているが、物足りなさも指摘されている。藤の花や花しょうぶの美しさは往時に遠く及ばないと写真愛好家は言っている。さつきやつつじも美しく咲かせられていない。ハスの花だけでなく、美しいスイレンも見せたい。すべてが中途半端で、これは名庭師がいないところから起こっているように思われる。

オーストラリア・ペンリス市との友好のためにジャカランダまつりができるように植栽をと提案したが進んでいない。四季に花々が咲き乱れ、野鳥が群れ遊ぶ県下きっての名園にするために、専門の庭師を養成されたい。本市の「花の回廊」政策はネーミングが素晴らしいが看板倒れである。専門的な職員の配置が必要である。

101　運転免許証自主返納

　運転免許証自主返納、運転経歴証明書交付申請手続きを、市の窓口でもできるようにして、運転経歴証明書交付手数料助成手続きとの一本化、簡略化を図られたい。返納者のための代替措置をいっそう充実させること。

102　駅北中心市街地再開発事業

駅北で進めている一連の中心市街地再開発事業は、住民参加の再開発組合が作られるとしつつも、実際の取り仕切りは不動産のプロであるデベロッパー等であり住民が主人公ではない。加えて3分の1の反対があっての事業が可能とされる事や、通常の不動産取引よりもはるかに有利な条件で業者が儲かる仕組みなど問題が多い。

また、8街区で生じた医療施設の撤退は失敗以外の何物でもない。公費を投入する以上、完成後の街づくりの在り方に市は責任を持つべきであり、民間の問題で住む事ではない。

今後進めていく（9街区、6街区、文化センター）地区では、完全なる住民の合意と完成後空きビルにならないように賑わいあるまちとすること。

103　駅南地区計画の変更

駅南「BiVi藤枝」西側地区の地区計画の変更に住民は不安を募らせている。市の説明ではどういう施設が来るのか具体的説明がない一方で、なぜ用途変更を行うのか解明されなかった。同地区の東側一帯は高層マンションが立ち並び、その真ん中に移住を拒否した住宅が一軒取り残されている異様な光景となってしまっている。

ほとんどの住民は現在のままでよいとしており、市民に見えない形で市が地区計画を進めるのはやめること。

104　市民生活に被害を及ぼしている桜の木の伐採

　岡部町内谷地区の岡部川右岸堤防に、植栽者不明の桜の大木が20本あり、川沿いに連単する民家に被害を及ぼして長い期間が経つ。落葉が頻繁に雨どいを詰まらせ、毛虫の発生時期には覆いかぶさる大木から家に毛虫が降ってくるのである。堤防の桜の多くは季節には人々を楽しませるので伐採には決断がいるが、中途半端に枝の整理をやっても、すぐに元に戻ることになるので、市民に絶大な迷惑をかけている桜は、やはり伐採する方向で、地域と協議に入ることが必要ではないか。県に相談しても地元で解決してほしいと言っているので、ここは市が住民生活を守る立場で問題解決にあたっていただきたい。

≪環境水道部関係≫

105　上水道・下水道の民営化について

浜松市などで、下水道の民営化に続いて、上水道も民営化する動きが出ている。水道法も民営化を想定して改悪されたが、民営化は絶対に行わないこと。

106　クリーンセンター対策について

　朝比奈川令和橋架橋により、三輪立花線の一部が開通されたが、県道島田岡部線仮宿交差点の車両通行に、さほどの変化は見られていない。同交差点への負荷を多くすることは、極力避けるべきだと思われる。国道１号（藤枝バイパス）広幡インターも同じである。

　志太中央幹線の県道島田岡部線と天王町間開設も、そう遠いことではない。現在の車両交通状況から見て、藤枝市内からのごみ収集車両は、県道静岡朝比奈藤枝線を経由して、高田側からの入出をメインとすることが適切であり、賢明だと思われる。また、焼津市からのごみ収集車両も、大半は同高田側コースを利用できると考えられる。具体的な検討と対策を進められたい。

　また、クリーンセンター附帯施設用地として藤枝市が購入した土地に、道の駅を設ける計画が進められている。そして国道1号4車線化工事による潮トンネル掘削土を埋め立てるということである。

　この掘削土には、環境基準を上回るヒ素等が含有されていることから、国土交通省はベントナイトによる惨出防止対策を行うという事である。

　しかし、この惨出防止対策は永久的に効果あるものでなければならないが、その検証が充分に行われているとはいいがたい。また、掘削土を埋め立てた上部には建物を建てる事が出来ず、道の駅の施設以外に、地元要望対策としての付帯施設を設ける事は現実に不可能ではないか。したがって、別の土地を求めて、そこに地元要望に応える施設を設けることにならざるを得ない。

　この両者はセットになったものであり、道の駅構想は、事実上、有害重金属を含むトンネル掘削土の埋め立てを合理化するものとなっている。これを受け入れるには十分な市民検証が必要である。

　市は、当面、国土交通省に対して、掘削土埋め立てと有害物質惨出対策の具体的かつ詳細な工事設計書等の公開を求め、これに対する市としての十分な科学的検証を行うべきである。

107　下水道の災害対策と拡張

　2018年台風24号による停電で、磐田市ではポンプが稼働せず、５日間、下水道が使用不可となった。この教訓に学び、公共下水道の拡張は、高低差を利用した自然流下式を基本に進め、既存施設の災害時対応を進めることと同時に、雨水の流入や配管施設の老朽化対策を図ること。

108　リサイクル・ステーションの見直し

　燃やすゴミをさらに減らすために、現在、休日の集積所を補完する位置づけになっているリサイクル・ステーションを、市民参加の分別ステーションに変えることを提案する。モデルは徳島県・上勝町や愛知県・日進市にあり、住民自らが進んでリサイクル・ステーションに持ち込むことを特徴とする。資源化可能な分別品目をさらに増やすことが可能で、業者が分別ごとに受け取りに来るので焼却経費・運搬経費も大きく減らすことができる。生ごみを燃やさない方式と合わせると、ごみ全体の８割まで減量することが可能となるこの方法の導入を検討されたい。

109　ごみ収集有料化について

有料化すべきとの声が時々出てくるが、減量効果も一時的で、不法投棄が増え、百害あって一利なしの有料化は、おこなわないこと。

110　助成制度などの新設

母子世帯や老人世帯などの下水排水施設工事に対する助成制度及び使用料金軽減制度を設け、下水道や農村集落排水施設の加入促進を図ること。

111　老朽管などの取り換え

上水道の老朽鉄管の鋼管等への敷設替えを計画的に促進し、地震対策も強めること。

１12　「きすみれ」　種の保全を

高草山に自生するスミレ科の多年草「きすみれ」は、地域から愛されて社会福祉協議会が入っている建物の愛称になっているが、近年、絶滅が危惧されている。絶滅が危惧される種の保全は自治体の基本的な役割であることから、民間とも共同してこの種の保全に市として取り組むことを求めたい

《教育委員会関係》

113　子どもたちに少人数学級をプレゼントしてコロナを防ごう

日本の教育費予算はOECD加盟国中最低レベルであり、諸外国では当たり前の少人数学級が実現しない。根本的に国が教師の増員を怠ってきたことに原因があるが、コロナ禍で3密の回避が叫ばれる状況で図らずも少人数学級の有用性が広く国民に認識され、国もその方向に舵を切りつつある。教育日本一を標榜する本市であれば、独自講師の採用を広めるなどして先進的に30人以下の少人数学級を達成し、安全で安心な教育環境を整備すべきである。

114　行き届いた教育

小・中学校の学級数は増えているのに、教師数は充分なものとはいえない。市独自に講師を採用して、教師の負担軽減と教育の充実を図ること。また、相談員活用事業費を増額し、相談員を増やして、いじめや不登校などの対策をいっそう強めること。スクールソーシャルワーカーは、市独自にでも配置を続けること。

115　就学援助のあり方

就学援助については、児童生徒全員から申請用紙を提出してもらい、受給対象者もれのないよう配慮すること。従来、生活保護基準の１．５倍の収入世帯に対し支給されていた準要保護者基準は、今後の生活保護基準の引き下げに関わらず、これまで同様の世帯に支給すること。

116　小中一貫教育

　小・中学校単独で運動会等実施できない瀬戸谷地区などは別として、全学区で敢えて一貫教育を進める理由が不明である。現状の小６－中３制度で「学べる力の育成のため」は実現できないのか。小学校、中学校それぞれの役割が果たせるようにすることこそ、住民自治に基づく教育のあり方であり、国の施設統廃合政策に基づく、小中一貫教育の推進は行うべきではない。

117　コミュニティスクール（学校運営協議会）

　全学区での設置を目指すコミュニティスクールは、地域と学校の円滑な行事運営等を設置の理由としているが、既に教育振興会、青少年健全育成会議、ＰＴＡなど様々な組織を通じ、地域と学校が協力体制を取っている。また、コミュニティスクールは、教職員の人事を含め校長が作成する学校の基本方針を承認する権限を、法律で与えられている。年４回程度の会合で、学校外の委員の承認を受けなければならず、混乱をきたす恐れがある。設置の理由は明確でなく、取りやめること。

118　教員の多忙化解消

　安倍政権は、公立学校の「１年単位の変形労働制」を導入するため、公立教員給与特別措置法の改定案を国会に提出した。これは「繁忙期」に１日１０時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせて平均１日当たり８時間におさめる制度である。同改定案は、教員の異常な長時間労働を助長させ、多忙化に拍車をかけるものであり、教育現場から、また教育を支える市民の運動として、これを許さないたたかいが求められる。

多くの小中学校教師が、過労死ラインを超えた働き方をさせられている。定員を増やす権限は市にはないが、非常勤講師の処遇改善、部活動指導員の雇用などで負担を軽減することは可能である。

　また、膨大な数の学校あての文書には、教育と関係の薄いものも多くある。教育振興会など学校主催ではない行事の事務局負担や、各種研修の多さなど、教務以外での過度の負担を軽減することは、市教委段階で可能ではないだろうか。市としても多忙化解消に力を注ぐとともに、根本的な解決策である教員増を、国や県に対し強く要望していくこと。

119　地産地消、美味しい給食のために

給食調理業務は、小規模であるほど地場産品利用の面でも、食味の点でも優れている。自校方式又は小規模センター方式への転換を図ること。例えば、老朽化が指摘されている西部給食センターは、高洲地区と大洲地区に分けるなど、北部給食センターでも同じような検討をすすめてはどうか。また、地産地消の推進を、さらに積極的に進められたい。

120　図書館の充実

３館となった市立図書館の図書・資料購入予算が、6,500万円から2014年度4084万円と大幅に削られた。それ以降は、概ね3600万円程度で推移している。蔵書数は県下23市中17位と下位にあり、来年度さしあたり6500万円に戻すべきである。新たに購入する図書が、３館で１冊程度という現状を変えることを基本に、図書・資料の充実に努めること。

121　オンライン学習　GIGAスクール構想

コロナで必要性が増しているが、学校の授業と同じ役割をパソコンを利用した家庭学習に求める事は不可能である。文部科学省も一定の見解を示しているとおり、パソコン利用による無理な教育過程の詰め込みは行わないこと。

また、教室で全生徒1台のパソコンによる教育(GIGAスクール構想)は、個別最適化を謳うが、集団で学び、集団で理解する現在の授業の在り方とかけ離れたもので生徒と教師への負担も大きい。技術の活用は必要だが、それをもってすべてを置き換える危険な進め方を行わないこと。

タブレットがすべての小中学生に配布され、オンライン学習が始まり、タブレットで勉強すると楽しいと言う声が上がっている。しかし、一方では、保管や充電という管理から操作方法まで教員の負担が増え、家庭ではデジタル画面と向き合う時間がますます増え、視力の低下やさらなる外遊びの減少、またかなり重い機種が配られたため登下校時の体への負担というデメリットが明らかになっている。

技術の活用は大いに必要であり、コロナ後の時代にますます不可避となったツールではあるが、活用するために現場の負担を増やすようなことは本末転倒である。子供、学校、家庭の現場の声をよく聞き、より柔軟な対応で活用していく事を求める。

電磁波による影響も心配される、諸外国では、子どもの被ばくを制限する動きが広がっている。使用しない時は電源を切る事で、被ばく量を減らし電気代も節約できる。朝から下校時まで、電磁波に曝されたままになることは極力避けたい。教室ごとの無線のオンオフスイッチの設置を進められたい。

122　教育施設トイレでの生理用品の備え付けと、学校、体育館に多目的トイレの設置を

コロナ禍によって生理の貧困が明らかになったが、生理用品を無料提供する事はトイレットペーパーを設置する事と同じである。排泄と同じように、生理を避ける事は出来ず、また、生理無くしては妊娠も出産もなく社会の存続もない。

生理用品等の負担は、生涯で40万から100万円と試算されている。生理は普通の事であり、女性個人が負担するには経済的にも重いものになっている。妊娠出産と同じように社会で支えていくべき事と考える。まずは、市内教育施設での無料提供、個室設置を求めたい。

性的マイノリティーが、幼少時から困難を抱えている事が明らかになっている。学校が、子どもたちにとってより安心できる場所となるよう性別を分けない多目的トイレの設置を求める。避難所等の機能を果たす事を考えても、早急な設置が必要である。

《病院事業関係》

123　公立病院の基本点について。

　新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、拡大により、あらためて保健医療政策の見直しを求める議論が盛んになっている。我が国では1983年の吉村仁厚生省保険局長（当時）の「医療費亡国論」以来、30年余にわたって医療費抑制政策が続けられてきたが、これに終止符を打つべき時が来たと考える。

コロナ禍による病院収益の減少もある一方、市民の病院に対する期待の高まりが感じられる。この機に、公立病院としての基本点、そのあるべき姿や役割について、改めて考え、検討されたい。本当に市民に信頼される病院とは、常に、そしてくりかえし、真摯に考え検討していただきたい。

124　外来待合の椅子の改善について

外来待合の患者用椅子（３人連結型）の改善方を提起してきたがそのままの状態である。

患者の体に悪影響を及ぼすと思われる椅子の問題を、医療施設である病院が放置しておくのはいかがなものか。積極的な検討を進められたい。

125　紹介状のない患者への対応

紹介状のない患者の診療拒否については、依然として非難や怒りの声が聞かれる。紹介状のない患者に対しては、受付での丁寧な説明と、親切な対処が重要かと思われる。よく検討されたい。

紹介状を持たず来院した新規患者に対し5000円（税別）を徴収する特別初診料制度は、当初の説明であった医師の疲弊防止につながる効果は、証明されていない。国主導とはいえ、病院次第で徴収しなくてもよいとされており、ことさら市民に制度を宣伝し、患者の受け入れを制限する姿勢はやめるべきである。

また、かかりつけ医を持つことは、患者自身の問題だと理解されるような取り組みが重要だと思われる。この視点を含めた、様々な取り組みを進めるようにされたい。

126　支払い誓約書

　医療費の支払い時に、療養の関係で後日医療費が確定する患者や、民間保険の手続きなどで数日後に医療費を支払う患者に対し、マチ金まがいの脅し文句を並べた「支払い誓約書」を書かせることは、公立病院という立場からも、道義的にも大きな問題である。市民を疑いの目で見るようなやり方は、新たな患者の受け入れを制限することにもなり、自らの首を絞めることにつながる。速やかに取りやめること。

127　無理な転・退院への留意

厚労省は2016年度診療報酬改定で、「平均在院日数短縮」による診療報酬アップや「退院支援の強化」などで、患者追い出しの方向を強めている。無理な転・退院とならないよう、相談業務部門のいっそうの充実（職員増員を含む）を図られたい。

128さらなる病床削減に対して

　菅政権は、高度急性期、急性期病床を今後20万床削減する事を決め、それを実施した病院に対しては、消費税増税分を財源とした補助金制度まで創設した。

　新自由主義の下、これまで続けてきた医療費、医師、病床、保健所削減路線が、今回の医療崩壊を招いた反省も何もなく、更に進めようとしている。

　本病院は、こうした路線に迎合せず、地域住民を守る立場で病床の確保を進める事。

129　出前講座のすすめ

引き続き、病院が積極的に地域や住民の中に出かけていく姿勢を強めていただきたい。

コロナ問題で、自分が感染する事の不安感とともに、感染かと疑われる状態になった時、どこに、どのように連絡したり、受診すればよいのかわからない、と多くの市民が非常に心配している。その背景には、新型コロナについての理解が充分でない事や、PCR検査に至る手順などの情報が不足していることがあると思われる。

このような多くの市民に対し、医師或いは看護師などの病院職員から、新型コロナについての詳しい説明や、どのような治療が行われるか、病院の診療システムや設備等がどうなっているか、などが話されれば、市民の不安感解消に大いに役立つものと思われる。病院の積極的な取り組みを期待する。

130　医事業務委託の見直し

現在の医事業務委託内容は、医事業務だけでなく外来受付事務から相談業務など広範囲に及び、委託料も年額3億円余と多額になっている。

患者給食業務を委託から直営に戻した今、医事業務委託についても、直営に戻すことの検討を始めてはどうか。消費税と事業者利益分で20%ほどの経費削減になるはずであり、積極的に検討していただきたい。

131　駐車場問題対策

病院職員の駐車場を病院敷地以外に多く確保したことにより、ラッシュ時の道路渋滞状況が緩和されたことは喜ばしい。

一方、足の悪い人や重病患者、また高齢者にとって、階段を上がり降りしたり、長い距離を歩かなければならないことは、大変な負担である。そこで、立体駐車場にエレベーターを設置する検討を進められたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上